

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、その生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

よって、文京区議会は、東京都に対し、下記の軽減措置を実現されるよう要望いたします。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、平成31年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、平成31年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、平成31年度以後も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月6日

文京区議会議長 名取 顕一

東京都知事 小池 百合子 様